

# Charitable Enterprises in Beijing at the End of the Qing Dynasty to the Early Years of the Republic of China:

Focusing on the Term "Charity"

Heiwa Oe

This paper tries to explain the term "charity," which has various definitions, and to clarify the outline of charitable enterprises in Beijing at the end of the Qing Dynasty to the early years of the Republic of China which is considered to be a transition period for social welfare. Japan and China interpret the concept of "charity" differently. In Japan, it is common to understand "charity" in a historical context, while China discusses it in the context of public and private. Looking at the history of charitable enterprises in Beijing, where the emperor stayed throughout the Ming-Qing transition, and which was an important place for showing the emperor's authority and its position within the governing order. The government forces were therefore formidable. Even in the end of the Qing Dynasty, while private charitable enterprises were increasing, there were overwhelmingly many enterprises led by the government.

# 清末民初における北京の慈善事業史

—「慈善」という用語に着目して—

大江 平和

## はじめに

近年、中国では、飛躍的な経済発展とともに、人々はこれまでになく豊かな生活を手に入れることが可能となった。しかし、それに伴い貧富の格差の拡大、環境汚染等の社会問題も増大してきている。このような背景のもと、人々は「留守児童（両親が出稼ぎに出たため農村に残された子ども）」や「重病の子ども」等の報道に敏感に反応して同情を寄せ、彼らに対して多くの寄付が寄せられる等、慈善に対する関心もかつてない高まりを見せている。

2015年2月、中国民生部は清華大学と連携して「民生部清華大学公益慈善研究院」を設立し、国家レベルのシンクタンクとして、公益慈善分野における理論及び政策研究に乗り出した。2016年9月には、中国政府は「中華人民共和国慈善法」を公布・施行し、慈善公益事業に関連する法律も整備した。こうした政府の取り組みを追い風に、中国では慈善事業に益々大きな注目が集まってきている。その関心の所在は、例えば、公民社会<sup>1)</sup>と専門行政機関との関係など、官の主導性と民間の活力とのバランスを如何に保つかにある。中国ではいつの時代にあってもつねに存在していたこの課題について、歴史的にふりかえることは、将来を展望する上でも大きな意味をもつと考えられる。

中国の慈善事業の歴史は先秦時代に遡るとされ、長い歴史をもつ<sup>2)</sup>。しかし、1949年中華人民共和国成立後、中国政府はそれまで存在していた各種の慈善機構や慈善団体、及びキリスト教系教会が運営する慈善団体を接収した。そ

これらの財産は国有化された結果、民間の慈善団体はいったん中国の社会から姿を消した。その状況が一変したのは、文化大革命を経て、1978年改革開放期を迎えてからのことである。1981年非営利公益団体として設立された中国児童少年発展基金を嚆矢に、1982年中国宋慶齡基金会、1984年中国障害者福祉基金会などが次々と設立されていった。こうしてさまざまな慈善団体が登場し、それらは社会福祉関連事業の担い手として中国社会に大きな役割を果たすようになってきた。1994年には民間慈善団体の全国組織として中華慈善総会が創設された。また、慈善事業にかかわる法整備については、2016年3月16日、全国人民代表大会で「中華人民共和国慈善法」<sup>3)</sup>が可決、成立をみて、同年9月1日より施行された。これは中華人民共和国の慈善事業を包括的に定めた、新中国において初となる基本法である。法整備を通じて、慈善事業の社会的機能を重視した中国政府の慈善事業の健全な発展を図ろうとする意図がうかがえる。その取り組みは、後述するかつての南京国民政府期に政府が慈善関連法を整備していった姿と時代を超えて二重写しになる。

近年、中国では地域史の隆盛にともない、慈善事業史研究は大きく進展し、多くの研究成果が蓄積されてきている。しかし、関連する先行研究の成果を眺めてみると、「慈善事業」をはじめ、「社会救済」、「社会救助」、「社会公益事業」、「社会保障」等さまざまな用語が混淆して使用される場合も少なくない。以上のような問題関心をふまえて、本稿では、キーワードとなる「慈善」という用語について検討し、それが表す意味の変遷を整理し、慈善事業から社会事業へ転換するといわれている清末民初における北京の慈善事業の概要を明らかにする。

## 一、「慈善」とは何か

### 1、中国における「慈善」概念についての研究

中国の研究者のなかでも、「慈善」等の用語の概念が統一されていないことに対して、夏明方は、「研究対象とする概念の定義については一致せず、ばらつきが存在するばかりか、ひいては全く反対の意味に捉えている。そのため、

これまで、研究者はそれぞれの自説の表出にとどまり、幅の広い、深く踏み込んだ、系統だった議論や分析には至らなかった。その理論上の多くの認識の誤りや理論上の主張と学術実践における混乱と背離という局面は、中国の慈善事業あるいは慈善文化の歴史上の動態的変遷過程を明らかにする上でも、また、その過程の描出をふまえて鮮明に中国慈善文化の内在的意義を解明する上でも、不利益をもたらしている」と指摘している<sup>4)</sup>。

周秋光は、「慈善」のもつ基本的な特徴について、それは「ある種の動機だけでなく、ある種の観念でもある。つまり、ある種の行為であるとともにある種の事業でもある」とする。「動機としてみると、慈善が表す基本的な特徴は、『為人（人の為に）』であり、『無我』、すなわち無私の奉仕であるべきである。もし何らかの功利的な目的が含まれていれば、真の慈善とはいえない。要するに慈善とは与えるだけで見返りを求めないものである。観念としてみると、慈善が表す基本的な特徴は、人道主義精神の発揚にある。」「行為としてみると、慈善が表す基本的な特徴は積徳行善（徳を積み善を行う）を目的とし、事業としてみると、それは調節、調和、補填、社会や人々に対して福利をもたらすことを目標とするものである」と周は述べている<sup>5)</sup>。つまり、周によれば「慈善」の特徴とは、「無私の奉仕」、「人道的精神の発揚」であり、「徳を積み善を行うこと」を目的とし、「社会や人々に福利をもたらす」ことなのである。

清代北京の慈善事業を検討した王娟は、「慈善」について、ある種の「非官方、非強制性、非制度化（官側ではなく、強制的でなく、制度化されていない）」という民間救助行為或いは事業と定義する<sup>6)</sup>。しかし一方で王は、北京に限って言えば、王朝の権威を示す都であり、教育文化の中心地であったという特殊性から、「慈善」の概念を広義の概念として捉え、検討対象とする「慈善事業」には、民間と政府という二大行為主体が展開する非制度的な救助活動をも含める。具体的な運営形態から見ると、それらは「民間慈善」、「官辦慈善」、「官民合辦」の3タイプに分けることができるとする<sup>7)</sup>。

蔡勤禹は「慈善」がはっきりと法的に「社会救済」と区別されたのは、1943年南京国民政府が社会部を設置してまもなく公布した「社会救済法」が契機

であったとする。そこから、従来、大雑把に官民を含むあらゆる救済を指していた「慈善」という用語が、次第に民間による救済を意味するものに変化してゆき、それにともない「官辦慈善」という呼称も徐々に消滅していったとする<sup>8)</sup>。つまり、蔡によれば、1943年を境に、政府による救済は「社会救済」、民間による救済は「慈善事業」として区別されていったことになる。蔡が注目する「社会救済」について見てみると、『社会救済』を著した柯象峰<sup>9)</sup>は、冒頭で「社会救済」の意義について次のように述べている。

社会救済とは、簡単に言うと、人と人との間の関係、或いは社縁（原注：「社縁」とは作者が「血縁」の用法に照らして創ろうと思った名詞である。血縁とは人と人との血統のつながりや関係を指しており、社縁とはあらゆる人と人との間の社会関係を指していると言える。これは対比した広義の名詞で、さまざまな社会の相を含んでいる。）がある種の粗忽、逸脱、失調、或いは衝突によって不幸、不良、不公平、或いは不安な状態が発生した時に、援助、矯正、調整或いは改善を行う、ある種のソーシャルワーク及び現象のことである<sup>10)</sup>。

しかし、以上のような「社会救済」の定義のなかで、柯は「援助、矯正、調整或いは改善を行う」主体者が、政府であるべきか、民間であるべきか、あるいは個人であるべきか、について明確に特定していない。

以上のように、「慈善」という用語の捉え方は、中国の研究者のなかでも多様である。この多様性について、夏明方は、「慈善」の扱いの混淆の分岐点を次の4点にまとめている。第一に、「慈善」と「社会救済」、「社会保障」等の概念の適用範囲であり、第二に、「慈善」の主体の属性であり、第三に、慈善の動機であり、第四に慈善についての内外の特徴、すなわち、具体的には「中華」と「西洋」という問題である<sup>11)</sup>。それは善挙のような中国伝統的な救済事業と清末になって西欧からもたらされ、おもにキリスト教系教会が担い手となった「近代的」救済事業との分岐を指している。このように夏は「慈善」と

いう概念の適用範囲、「慈善」を行う主体の属性、動機、「慈善」の特徴を明らかにする必要性を指摘している。夏はこのような方法的問題点を指摘しつつも、用語を区分する際の具体的指標を自ら提示しているわけではない。この点で、後述する日本の社会福祉史研究において、①時期や時代について言及されていること、②用語を区分する際の明確な指標を打ち出していることとは区別される。

## 2、日本の社会福祉や慈善についての先行研究

周知のように、中国では明末清初になると、経済的に豊かな江南地域を中心に、善挙を行う結社である善会、善挙を行うための施設である善堂が現れた。それらは都市部を中心に、郷紳、紳商らによって運営された。善挙とは「善」なるものの実践を指す。具体的には、「育嬰」（孤児や貧困児童に対する救済）、「恤嫠」（寡婦に対する救済）、「贍老」（養老）、「施棺」（棺柩の供与）、「義塚」（共同墓地）、「施医」、「施薬」などが含まれる。この他、中国独自の「惜字」（文字や紙を敬うこと）、「放生」（動物を救うこと）、「清節」（寡婦の節を全うさせること）なども善挙とされており、広い意味で善挙が捉えられていた。

ところで、中国ではどのように「慈善」という用語が扱われてきたのか、について日本側の研究者はどのようにみていたのであろうか。夫馬進は「この『慈善』『慈善事業』という言葉と概念は、中国では清末に近代化を目指す過程で用いられるようになったものである。『慈善事業』という言葉が登場するまでは、これに類する言葉として『善挙』が広く用いられていた<sup>12)</sup>という。「慈善事業」という言葉と概念が用いられ始めた時期について、夫馬は『申報』や『東方雑誌』の分析を通して、「清末光緒年間（1874～1908）のことであった<sup>13)</sup>と指摘する。まず1898（光緒二十四）年の『申報』には、前年まで「善挙」という言葉が用いられていたのが、ヨーロッパや日本の紅十字会（赤十字社）の活動の報道とともに「慈善」という言葉が登場した。その後、日露戦争に際し、これまで多くの善挙に関わってきた鄭観応が、紅十字会への寄付を呼びかけた宣伝文で「慈善の挙」という言葉を用いている。夫馬によれば、「『善挙』では

なくて敢えて『慈善の拳』と呼んだのは、敵も味方も区別せず救護するというその活動には、それまでの『善拳』という概念を超えた何か新しいものがあると感じたからに違いない<sup>14)</sup>と述べている。つまり「慈善」は西欧の近代的な慈善活動を展開する赤十字などの登場とともに現れた用語であるといえよう。

では、日本の場合はどうであろうか。日本の社会福祉研究者である一番ヶ瀬康子は、慈善事業とは一線を画す「社会事業」について、「社会事業は、20世紀にはいって、それまでの生活困窮者への活動であった慈善、慈善事業を克服し、科学的、計画的な特質をもった組織的活動として成立した<sup>15)</sup>と述べ、「科学的」「計画的」「組織的」という指標を示し、それらの有無を慈善事業との境界線としている。

近藤文二によれば、「社会事業の主体は、国家もしくは公共団体でなければならない」、「私的団体もしくは個人が私人として自らの意志においてこれを行うとすれば、それは社会事業ではない<sup>16)</sup>とする。つまり、「個人」あるいは「私人」としてヴォランティアに行く行為かどうかが社会事業と慈善事業との区分を決定づけるものと説明する。

日本の社会福祉史においては「慈善」の文脈や概念について諸説あるが、歴史用語として「慈善」を理解することが一般的である。つまり日本では歴史的文脈のなかで歴史記述の概念として「慈善」が用いられてきたのである。慈善事業から社会事業へ移行する間に、日本独自の感化救済事業が入ると主張する論者もいるが、大きな流れとしては「慈善事業」から「社会事業」へという発展史観を前提とするものである。吉田久一の時期区分によれば、1894（明治27）年～1905（明治38）年が慈善事業の段階で、1906（明治39）年～1916（大正5）年の感化救済事業の段階を経て、1917（大正6）年～戦後が社会事業の段階、そして戦後に社会福祉事業が形成されるという流れで捉える。「慈善」という用語は、1908（明治41）年中央慈善協会の発足を契機として福祉実践が「慈善」「慈善事業」の語によって語られるようになった。その後、第一次世界大戦から第二次世界大戦にかけて社会事業の時代に移ると、「社会事業」の前史としての「慈善事業」は否定的に語られるようになったとされる<sup>17)</sup>。世界的に言えば、

資本主義成立期の慈恵救済事業、資本主義発展期の感化救済事業、帝国主義期の社会事業という前史的段階を経て、第一次世界大戦と第二次世界大戦の戦間期に社会福祉事業は萌芽的に成立し、第二次世界大戦後に全面的な展開を遂げてきたとされる<sup>18)</sup>。

岡村東洋光は、「慈善」の訳語であるフィランソロピーとチャリティをその語源から遡って比較を行った。岡村は、フィランソロピーの特徴として、キリスト教的な色彩を持たない用語であり、人道的、博愛的行為を指すものであること、日本語で「慈善活動」、「博愛」、「人類愛」などと称されてきたことを挙げている。そして、フィランソロピーを一言で「民間非営利の自発的な弱者救済行為」（行為の主体は個人・企業家・組織を問わない）と定義している<sup>19)</sup>。一方でチャリティについては、①キリスト教と関連するラテン語のカリタス（神への愛）から派生した語として、キリスト教の愛、②キリスト教とは無関係の愛、善意、愛情、③気前の良さ、④隣人とくに貧者への善意、これを表す実際の善行、⑤施し物、などというように多様な定義があるが、イギリスの歴史の上では、1853年公益信託法によりチャリティ法委員会が設立されたことを契機に、チャリティは特定の公益の行使のために制度化された活動や機関を指すようになった。つまり、その概念においては、宗教的なものと世俗的なものとの区別はなく、チャリティ委員会に認証されたか否かの区別となった。その結果、認証されないものはチャリティではなく、広い意味でのボランティア活動になるという<sup>20)</sup>。

以上のような議論を踏まえて穂山新は、日本と中国の「慈善」に対する理解を次のように述べている。「日本における『慈善』は、篤志家の施与や温情による救済という、救済者のパターンリズムを意味した<sup>21)</sup>。一方で、中国における「慈善」は、「慈善事業を運営する個々の郷紳の人格的能力という偶然性に依拠した「組織性」を欠いた救済（「各自為政」）を意味した<sup>22)</sup>。ここでの「各自為政」とは各自がばらばらに活動するという意味である。

以上からは、「慈善」の概念についてそれは「民間」によるものであり、「非営利」なものという大雑把な共通項が見いだせる。したがって、本稿では、

「慈善」を民間によるもので、時と場合によっては官をも取り込む非営利的な救済事業と捉えることにする。

ここで「慈善」とともに重要なもう一つのキーワードである「近代化」についても簡単に触れておきたい。「近代化」も多義の概念をもつ用語である。斎藤道彦は、中国について用いられる「近代化」概念を論ずるなかで、『『近代』とは本来時間的概念であり、固定的な内容をもっているわけではなく、あいまいな概念』<sup>23)</sup>であるが、中国に関しては一般的に「19、20世紀、欧米が到達した福祉国家システムと内容へ近づこうとする過程である」<sup>24)</sup>とし、そこには「本質的には漢族主権による『中華』世界の回復と強化を目指す、感情・意識・運動を伴っている」<sup>25)</sup>という。

「近代化」という指標を採用して、日本による植民地支配下にあった台湾と朝鮮における社会事業政策の形成の意味と特質を明らかにした大友昌子は、「近代化」について次のように述べている。

北東アジアにとって「近代化」とは単純な「よきもの」や「西欧的定型化」ではなく、西欧モデルが内包する理念、合理性、効率性、組織化、計画化などの諸要素が絶え間なく作用する運動であり、必然的にさまざまな課題や問題をともないつつ社会事業を一定の方向に導くいわば「ベクトル」である。<sup>26)</sup>

社会事業の「近代化」とは社会事業の理念、政策、制度、システム、事業活動そして援助技術を含む事象全体の変容過程である。<sup>27)</sup>

社会事業の「近代化」とは救貧を脱皮して救貧と防貧の体系的な社会的ネットを整備していくプロセスである。<sup>28)</sup>

台湾など植民地社会事業の比較史研究に取り組んだ大友は、相対的な相違点や較差を明らかにする上で、「近代化」を用いることに「慎重に留意」しながらも、あえて分析概念に「近代化」を据えた。それは、今日の中国、台湾、韓

国、日本などアジア地域の社会福祉システムの骨格、考え方、機能などはそのモデルを西欧においたものであることが明白であることによる。大友がいうように、現代社会福祉システムにつながる近代社会事業形成の分析には、西欧システムモデルを「近代化」の指標とすることに一定の有効性はあると思われる<sup>29)</sup>。したがって本稿では、大友の「近代化」の捉え方に依拠して、「近代化」を西欧システムというモデルに内包する諸要素である、理念、合理性、効率性、組織化、計画化、政策、制度、システム等が伝統的な救済事業や慈善事業の影響を受けたり、これらに影響を与えたりしながら、徐々に浸透し、定着していく過程と捉えたい。斎藤道彦がいうように、その過程のなかの本質的部分に漢族主権による『中華』世界の回復と強化を目指す、感情・意識・運動を伴っているか否かについては、中国のナショナリズムにつながる興味深い問題ではあるが、本稿の検討課題ではないので、ここでは触れないでおく。

## 二、清代から民初における北京の慈善事業史の概要

### 1、清代から民初における中国の慈善事業史

中国では歴代王朝のもとでさまざまな社会政策がとられてきた。史書には「救荒」、「荒政」、「倉儲」、「蠲賑」（田賦の減免）、「賑恤」、「恤政」等の項目が立てられている。それらは大別すると「凶作対策」と「賑救対策」に分けられ、前者は備荒の設備で、賑濟倉に中心がある。後者は社会的弱者の救済施設が中心となって、社会の安定維持に寄与していた。それらはすべて儒教的王道政治における恩恵的・慈善的性格のもので、恣意的になりやすい性格をもちながら、おもに官が担い手となってきた<sup>30)</sup>。明清時代に入ると、民間の慈善組織が活発化する<sup>31)</sup>。明末から清代を通じて、さまざまな「善拳」を行う「善会」、「善堂」が江南地域を中心に各地に設けられたことはすでに述べた通りである。華僑ネットワークにおける慈善と医療を検討した帆刈浩之は、歴代王朝による社会救済（「救荒」）の歴史については「慈善の範疇に入らない」<sup>32)</sup>として検討から外した上で、明清以降の中国人社会において慈善を行った団体、及びその研究を大きく三つの系譜に整理している<sup>33)</sup>。それはすなわち、①善会・善堂（江

南中心、非宗教的)、②同族・同郷組織による慈善(相互扶助が基調)、③宗教結社の慈善(華南中心、善書の研究)であると指摘している。

## 2、清代から民初における北京の慈善事業史

明の一時期を除いて、北京は、元、明、清代を通じて、全国を統一した王朝の専制君主、すなわち皇帝が所在する都城であり続けた。そこには王朝の政権のもとに文化施設が具わり、多彩な文化活動が展開されていた。加えて北京は全国各地及び世界各地との間に多様な文化的つながりや交流があり、それが他の都市や地域には存在し得ない、北京独特の文化の内実を形成していった。その北京独特の文化は京師文化と呼ばれている<sup>34)</sup>。

北京の慈善事業もまた以上のような京師文化の背景を色濃く反映していた。皇帝の所在地としての北京は、他のどの地域にもまして「賑濟」が重要であった。それは「儒教主義の政治は所謂仁政を以て政治の大本となす」、「以て慈善は最も奨励するところ<sup>35)</sup>」であったからである。第一節で触れた王娟の3タイプの説によれば、先に述べた理由により、北京の慈善機構のほとんどは官府が運営する「官辦慈善」機構、あるいは官が主導する慈善施設が圧倒的多数を占めていた<sup>36)</sup>。

清代前期の慈善救済施設としては、まずは明清交替後いち早く運営を再開し、広く分布された養濟院が挙げられる。1648(順治五年)年、順治帝の命により、全国各地の養濟院について救済の対象、救済方式、財源等が定められた。運営面では、他の地域と比べて、北京では「政府は此等流民を勉めて之を原籍地に送還するの主義<sup>37)</sup>」が採られたこと、順天府各州県に設立された養濟院の収容人数が著しく不均衡であったことが特徴として挙げられる<sup>38)</sup>。

次に挙げられるのは育嬰堂である。育嬰堂は孤児や貧困幼児を救助する機構で、その起源は南宋の慈幼局に遡る。全国的には、清代の育嬰堂の普及率は、官辦の養濟院に次ぐもので、それは普濟堂を超えていた。普濟堂とは、貧民や病人を収養する施設で、機能面では先述の養濟院と類似していた。育嬰堂は官により運営され、その創設は、1644(順治元年)年、崇文門外に設置したのが最

初とされる<sup>39)</sup>。

北京は他都市に比べて地方から流入してくる流民が多かったことから、その対応に迫られて、貧民及び乞丐等を収養する施設である留養局や棲流所が比較的発達していた。1653（順治十）年、留養局に先駆けて棲流所が設けられた。1748（乾隆十三）年、直隸総督の方観承の命により直隸各地に留養局が設けられた。両施設は、おもに老人や弱者、身寄りのない病人、身障者の流民を収容するという機能面では類似するものであったが、設備面では留養局の方がより整備されていた<sup>40)</sup>。

粥廠は別名を飯廠と呼び、主に貧民や流民の乞丐に粥などを提供して救済する施設であった。粥廠には臨時的なもの、季節的なもの、常設のもの3種類があった。1652（順治九）年、京師の五城に各1か所粥廠を設けたのが、清代北京での粥廠の始まりとされる<sup>41)</sup>。

以上のような主な慈善救済施設の他にも、北京地区には義学や社学（官営の義塾）、善堂、米官廠（官営の米穀の放出处）、義倉、漏澤園（無償で墓を提供）、惠民薬局等の救助機構や会館（同郷出身者の会館）等が慈善救済機能の担い手となっていた。

清代前期から中期の北京の慈善事業をみると、時間軸では慈善機構の増加が見られた。たとえば、順治期にはわずか6か所だった粥廠は、乾隆期には10か所、咸豊期には22か所に増えている。空間分布から見ると、清初、慈善機構は城区に集中していたが、中期になるとゆるやかに郊外へ延びている。慈善施設の特質から見ると、当初は官が運営する慈善施設が圧倒的多数であった<sup>42)</sup>。

しかし、清代中期からは、変化が現れる。民間によって設けられた救済機構の比重が次第に大きくなっていくとともに、官と民との間で、慈善救済事業の面で微妙な調整や積極的な連動が見られるようになってゆく。それでも官が中心であることに変わりはなく、清代のなかでも、清末の同治年間（1861～1874）及び光緒年間（1874～1908）が、重要な官辦慈善機構である養濟院と留養局の分布数の多さから、官辦慈善事業の2大ピークと見なされている。救済システム

から見ると、養濟院と普濟堂の救助の対象は、現地の老人、弱者、障害者層であった。留養局や棲流所の収容者の多くは、地方からの流民や難民であった。育嬰堂や粥廠は、北京城内外の貧民・弱者・幼児を受け入れていた。このように、北京では清末までに比較的整った伝統的慈善救済システムが構成されていた。

清末になると、北京でも交通手段、通信手段及びメディアの発達が目覚ましく、これらの変化は、北京社会のみならず、慈善事業にとっても、救済物資の調達や分配、救助対象の迅速な移動、監督、救済事業運営の監督や制約、新しいタイプの慈善思想の宣伝や伝播などに大きな影響を及ぼした。このような変化も伝統的な慈善事業に対し、近代化への転換を刺激し後押しする役割を果たした。

古来、儒教を思想的基盤とする中国の歴代王朝においては、民の生存維持を実現する主体はまずもって「民の父母」たる皇帝及びその手足としての官僚であるべきだと見なされてきた。そのため個人の善行は皇帝の善政のたんなる補完的役割を担うにすぎなかった。このような倫理文化的な特徴は、「天子のお膝元」である北京においては、特に際立って表れていたのである。

### 3、民国期北京の福祉の概要

民国期に入ると北京の慈善事業はますます増加し、清末をしのぐほどになっていった。表1によれば、1923年時点北京の慈善組織は、内城226、外城139、合わせて365か所にのぼった。北京は皇城を中心として内城十区とその周囲の外城十区という行政区に区画されていた<sup>43)</sup>。

表1 1923年北京内外城慈善組織の類型及び数量統計表

名称	数量 (箇所)		名称	数量 (箇所)	
	内城	外城		内城	外城
区署半日学堂	28	23	敬惜字紙	4	4
平民小学校	16	15	施捨善書	1	1
平民夜間学校	2	1	買鳥放生	0	1

聾啞学校	1	1	善社	7	3
工場	14	6	水会	8	17
習芸所	4	0	施捨米面	8	1
工読園	2	0	施捨綿衣	9	2
養老院	5	0	施捨棺木	5	4
貧児所	2	0	施捨銭文	1	0
孤児院	0	1	施医院	7	3
育嬰堂	1	1	施捨医薬品	15	8
収養院	4	11	診療所	1	3
瘋人院	1	1	貧民養病院	1	2
残廢院	1	0	施捨茶水暑場	14	11
慈幼院	2	0	失業紹介所	1	0
粥廠	4	3	市人力車夫休息所	11	6
防災会	4	0	済良所	0	1
賑災会	8	5	貧民貸本処	9	7
救済会	14	5	その他社会奉仕機関	4	2
地方奉仕団	5	1	総計	226	139

原史料、劉錫廉『北京慈善彙集・京師第一監獄』41-46頁は未見のため、王娟『近代北京慈善事業研究』人民出版社、2010年、175頁より作成。

表1が示すように、慈善事業の種類をみると、善挙の流れを汲むもの、例えば育嬰堂、敬惜字紙、買鳥放生、施捨棺木、粥廠などが見られる一方で、平民小学校、工場、失業紹介所など、新たに登場した慈善事業もあり、新旧が混在し、長期的、短期的、臨時的なものが無分別に含まれ、複雑な様相を呈していた。これらの慈善組織は、官立か民間という面で見れば、官立のものが圧倒的に多かった<sup>44)</sup>。それは善挙の伝統をもつ江南地域とは対照的であったといえる。

以上の慈善事業、団体、機関を統轄したのは、北京政府時期には内務部で、1927年以降の南京国民政府期には北平市政府のもとに置かれた教育局や社会局であった。

## おわりに

以上、「慈善」という用語に関して整理するとともに、北京の慈善事業史について概観した。「慈善」という用語については、日本と中国では、その概念の捉え方に差異があることが確認できた。中国における「慈善」事業を検討す

る際には、慎重かつ十分な注意を払う必要があるだろう。日本では歴史的な文脈から「慈善」を捉えることが一般的であり、慈善事業を経て「感化救済事業」あるいは「社会事業」へと移行していくとされる。これに対し、中国では、歴史的な文脈というよりも、むしろ「慈善」を官に対する民、公に対する私という文脈で捉える傾向が強いように思われる。日本においては公共性に相当する概念は、古典的には「公（おおやけ）」という言葉、「おほやけ」という日本語から始まり、大きな家のある場所を意味する。歴史的には、古代の首長制から始まり、天皇家、あるいはその側近の貴族、つまり公家を指し、武家時代になると、幕府、御公儀となる。このような歴史的流れのなかで、現在の公（おおやけ）の概念が形成された。公（おおやけ）には、国家や政府の「お上」という意味合いが強く、その最大のものは天皇制であるから、日本という国民国家に限定される傾向がある。つまり、日本では国家＝官、そしてそれに近似する公を加えて、「国家＝官＝公」という公観念が強い。それに対し、中国では、溝口雄三によれば、中国の「公」という観念も、本来は、共同体の首長、施設、所有物等を表し、そこには三つの意味がある<sup>45)</sup>。すなわち、第一におおやけという尊称。例えば、朝廷、政府、国家等の首長である。第二に、公田や公開というような共同の意味。第三に、平分、均等、公正というような倫理的な意味である。この第一と第二の意味は日本と共通するが、第三の倫理的な観念が強い点が中国の公観念の特色をなしているという。とくに儒教的な伝統においては、「公」には政治的（天下）、社会的（分配）な意味とともに自然的な意味があつて「天理」という調和的な宇宙秩序、自然秩序に支えられており、それが政治や社会に反映するという観念がある。他方で、ヨーロッパにおける公共性の概念、パブリックの概念においては、日本や中国と同様に国家や政府という意味も存在するが、the publicという場合には、古典期以来、「人々の、公衆」という役割が極めて強い。それが近代以降の政治の展開において大きな意味を果たしている。社会の水平的な意思形成という意味でのパブリックである。つまり、日本ではお上であるから、垂直的な、上に従うという側面が強い。一方でヨーロッパではパブリックという水平的側面が強い。これに対して中国で

は、天という超越的観念に支えられている倫理的な側面が強い<sup>46)</sup>。

このような中国の「公」概念は、慈善事業あるいは社会事業のなかで具体的にどのような形で反映されているのだろうか。近代日本史研究においても、地方自治との関係で、「公共性」の問題が注目されており、その際の焦点は、国家権力の側からの「公共性」と民衆の生活圏に根差す「公共性」との関係という点にあるように思われる<sup>47)</sup>。また、ウィリアム・ロウなど欧米の研究が中国の慈善事業に関連して“public sphere”（公共圏）といった語を用いるのは、私的利益のためでなく公共的な性格を持つが同時に官の事業でもない、といった側面に着目するものである<sup>48)</sup>。しかし、溝口のいう中国の「公」の概念、とくにその第三の倫理的な特質に注目するならば、官か民かという二項対立的な枠組みを超えて、むしろ官の社会事業と民間の慈善事業とを包含してその動機と目的を示す倫理的観念としての「公」を考えてみることもできよう。

中国は、中華人民共和国になって、それまでの「慈善」はいったん悉く否定された。そして官辦慈善事業は「社会救済事業」と称されるようになるが、民間のそれは、名称は「慈善」のままに、内実だけを変化させながら伏流として継続していった。そして、現代に至り、再び「慈善」あるいは「慈善公益」という用語は、社会から一躍脚光を浴びるようになったのである。

北京の慈善事業史については、歴代王朝の皇帝が所在する北京は、皇帝の權威を示す上でも、その統治の秩序における位置づけにおいても重要な地であった。それは、北京の慈善事業にも大きく影響を与え、京師文化といわれるように、官の力は強かった。そのため、清末になって、新しいタイプの慈善事業が登場しはじめ、民間の慈善事業も増えはじめてきたとはいえ、その発展の空間は小さく、依然として官主導あるいは「官督民辦」の事業が圧倒的に多かったのである。

以上のような背景のもとで、前述したように、民国期、北京には多くの新しいタイプの慈善事業が、時代の要請に応じて次々と登場してきた。しかしその運営の規模や内実は、慈善事業団体によって多種多様であった。筆者がすでに検討した<sup>49)</sup>香山慈幼院<sup>50)</sup>や龍泉孤兒院<sup>51)</sup>のほかにも、例えば、キリスト教教会

系が運営していた迦南孤児院や仁慈堂孤児院など具体的事例として検討すべき対象は多い。今後も引き続き一次史料の発掘に努め、丁寧な分析、比較検討を行いながら、社会事業への転換期とされる当時の「慈善事業」がいかなるものであったのか、相対化して見ていく必要があるだろう。これらは、現在の「社会福祉」との連続性を検討する上で必要不可欠な作業であるが、今後の課題としたい。

#### 注

- 1) 英語のcivil societyの訳であるが、日本語の「市民社会」のように自立的個人によって形成される社会全体を意味するのではなく、共通の利益、目的や価値観のもとに、政府、企業から自立して自発的に参加する市民組織全体または集合体を指す。民間非営利組織（NGO、NPO）、民間政策研究機関（シンクタンク）、民間財団等がその担い手とされる。
- 2) 周秋光・曾桂林『中国慈善簡史』人民出版社、2006年、65～72頁。
- 3) 12章112条からなる。慈善組織、慈善活動、募金及び寄付、公益信託、慈善財産、慈善サービス、情報公開、促進措置、監督管理及び法的責任などを包括的に定めた。
- 4) 『中華読書報』2016年12月3日付。夏明方「用歴史的眼光看待慈善」。
- 5) 周秋光・曾桂林『中国慈善簡史』人民出版社、2006年、3～4頁。
- 6) 王娟『近代北京慈善事業史研究』人民出版社、2010年、8頁。
- 7) 同上書、9頁。
- 8) 蔡勤禹「南京政府時期慈善觀念向社会救済觀念的轉變」、『東方論壇』2017年第2期。蔡は用語に着目し、従来、政府が使用していた「官辦慈善」が「社会救済」にとって代わられた原因と、民国期の社会保障に及ぼしたその影響を検討している。
- 9) 柯象峰（1900-1983）は安徽省貴池（現在の池州）出身。1923年金陵大学卒。1927年フランスリヨン大学大学院に留学し博士学位取得。その後イギリスロンドン大学大学院の研究員を経て1931年帰国。金陵大学に中国初の社会学部を創設し、同学部の教授、学部長、教務長に就任。国民政府の社会政策の立案に深く関わった社会学者である。
- 10) 柯象峰編『社会救済』正中書局、1944年、1頁。原文「社会救済、簡單的説、就是人与人之間的關係或社縁（註：社縁是作者照「血縁」的用法所想建立的一箇名詞。血縁是指着人与人之血統的聯繫系或關係，而社縁可以指着一切人与人之間社会的關係。這是比較的一個廣義的名詞，包含各式的社会相。）因某種疎忽、脫節、

失調或衝突、而發生不幸、不良、不平或不安之狀態時、而加以援助、糾正、調整或改善的一種社会工作及現象」。

- 11) 『中華読書報』2016年12月3日付。夏明方「用歴史的眼光看待慈善」。
- 12) 夫馬進「中国社会福祉史上における近代の始まり：特に『教養兼施』の『新しさ』について」『東アジアにおける公益思想の変容：近世から近代へ』日本経済評論社、2009年、196頁。
- 13) 同上書、200頁。
- 14) 同上書、201頁。
- 15) 一番ヶ瀬康子『現代社会福祉論』時潮社、1971年、7頁。
- 16) 近藤文二「社会事業の近代的性格」『社会事業』33(1)、1950年、5-6頁。
- 17) 石井洗二「『慈善事業』概念に関する考察」『社会福祉学』55-3、2014年11月。
- 18) 庄司洋子ほか編『福祉社会事典』弘文堂、1999年を参照。
- 19) 岡村東洋光「フィランスロピー研究の現代的意義と用語の整理」『大原社会問題研究所雑誌』、No.626、2010年12月参照。
- 20) 同上資料、4頁。
- 21) 穂山新「慈善と社会連帯のあいだ：日本と中国における社会的権利の形成をめぐって」『社会学評論』66(1)、2頁。
- 22) 同上論文、2頁。
- 23) 斎藤道彦「序論：民国前期中国と東アジアの変動」『民国前期中国と東アジアの変動』中央大学出版部、1999年、3頁
- 24) 同上書、4頁。
- 25) 同上書、4頁。
- 26) 大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究：台湾・朝鮮』ミネルヴァ書房、2007年、10頁。
- 27) 同上書、12頁。
- 28) 同上書、13頁。
- 29) 80年代以降日本の中国史研究の大きな趨勢として、「西洋モデルからの脱却」が試みられるようになってきた。つまり、西洋の歴史的経験に根差した発展モデルに中国史をあてはめようとする方向を脱し、中国独自の文化の型という文脈のなかで中国史の展開を捉えようとする方向に進んでいる。中国の福祉史研究も、今後はそういう流れになっていくものと考えられる。
- 30) 星斌夫『中国社会福祉政策史の研究』国書刊行会、1985年、507頁。
- 31) 周秋光・曾桂林『中国慈善簡史』人民出版社、2006年、178頁。
- 32) 帆刈浩之『越境する社会史 — 華僑ネットワークにおける慈善と医療』風響社、2015年、50頁。
- 33) 帆刈は、相互に重複する部分があること、外国人による慈善活動は除外したこと、いずれも1950年代に中国では消滅し、1978年以後一部復活の動きも見られる

- ことを断ったうえで、三つの流れに分類している。(帆刈浩之、同上書、57頁)。
- 34) 京師文化に関する論述は李淑蘭『北京史稿』学苑出版社、1994年、及び方彪『北京簡史』北京燕山出版社、1995年を参照した。
  - 35) 吉澤誠一郎監修・解説『北京誌』ゆまに書房、2012年、659頁。この書は、清国駐屯軍司令部編『北京誌』1908年の復刻版である。凡例にあるように「北京に関する一切の事項を網羅」し、第二十八章には「公私慈善事業」が収められており第一級史料として利用できる。当該章は「現任領事館書記生 宮村季雄」の執筆とある。
  - 36) 王娟『近代北京慈善事業史研究』人民出版社、2010年、53頁。また『北京誌』によれば、「敬惜字紙会」については官設のものは無かったとある。666頁。
  - 37) 吉澤誠一郎監修・解説『北京誌』ゆまに書房、2012年、664頁。
  - 38) 王娟『近代北京慈善事業史研究』人民出版社、2010年、45頁。
  - 39) 同上書、47頁。
  - 40) 同上書、49頁。
  - 41) 同上書、50頁。
  - 42) 王娟『近代北京慈善事業史研究』人民出版社、2010年、53頁。
  - 43) 内城の範囲は、ほぼ現在の北京市の第2環状線道路の内側に相当する。
  - 44) 周秋光・曾桂林『中国慈善簡史』人民出版社、2006年、及び王娟『近代北京慈善事業研究』人民出版社、2010年などを参照。
  - 45) 溝口雄三『中国の公と私』研文出版、1995年を参照。
  - 46) 「公」と「私」に関する論述は、小林正弥「コメント：中国・アジアにおける公共性と日本」千葉大学『公共研究』2(2)、2005年9月、134-141頁を参照した。
  - 47) 例えば大石嘉一郎『近代日本地方自治の歩み』大月書店、2007年。
  - 48) William Rowe, "The Public Sphere in Modern China," *Modern China*, Vol.16, No. 3, 1990.
  - 49) 拙稿「熊希齡と北京香山慈幼院 — 1919年から1927年までの財政を中心に」『人間文化創成科学論叢』15、2012年3月、27~36頁。拙稿「北平市社会局の成立と慈善事業のゆくえ — 香山慈幼院と龍泉孤兒院への監督・指導に着目して」『中国研究月報』71(7)、2017年7月、16~34頁を参照。
  - 50) 1917年河北地方で発生した大規模水害を機に1920年熊希齡(1870-1937)によって創設された孤兒院。熊希齡は財政総長、國務総理まで務めた人物である。1949年新中国に接収されるまで約30年にわたって存続し、約6,000人もの卒業生を送り出した。
  - 51) 1906年、仏教寺院、龍泉寺住職の道興が創設した孤兒院。1932年当時すでに卒業生は1,000人を超えていた。

